



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|-----|--------------------------------------|-------------|-----|
| 告示 | 土壌汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定の解除 | 環境局環境保全課 | 1 |
| 告示 | 生活保護法等による指定施術者の事業の廃止 | 福祉局くらし支援課 | 2 |
| 告示 | 生活保護法等による施術者の指定 | 福祉局くらし支援課 | 3 |
| 告示 | 生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 | 福祉局くらし支援課 | 4 |
| 告示 | 生活保護法等による医療機関の指定 | 福祉局くらし支援課 | 5 |
| 告示 | 特定非営利活動法人の認定有効期間の更新 | 地域協働局地域活性課 | 6 |
| 告示 | 神戸市都市景観条例による神戸市指定景観資源の指定(龍元家住宅) | 都市局景観政策課 | 7 |
| 告示 | 神戸市都市景観条例による神戸市指定景観資源の指定(東天閣) | 都市局景観政策課 | 8 |
| 公告 | 神戸港新港突堤西地区港湾環境整備計画の認定にかかる縦覧 | 港湾局経営課 | 9 |
| 公告 | 開発行為に関する工事の完了(垂水区名谷町ほか) | 都市局都市計画課 | 11 |
| 水道局 | 神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 | 水道局給水課 | 12 |
| 水道局 | 神戸市指定給水装置工事事業者の指定 | 水道局給水課 | 13 |
| 交通局 | 神戸市交通局鉄道施設設計業務実施規程の一部改正 | 交通局高速鉄道部施設課 | 14 |

神戸市告示第 72 号

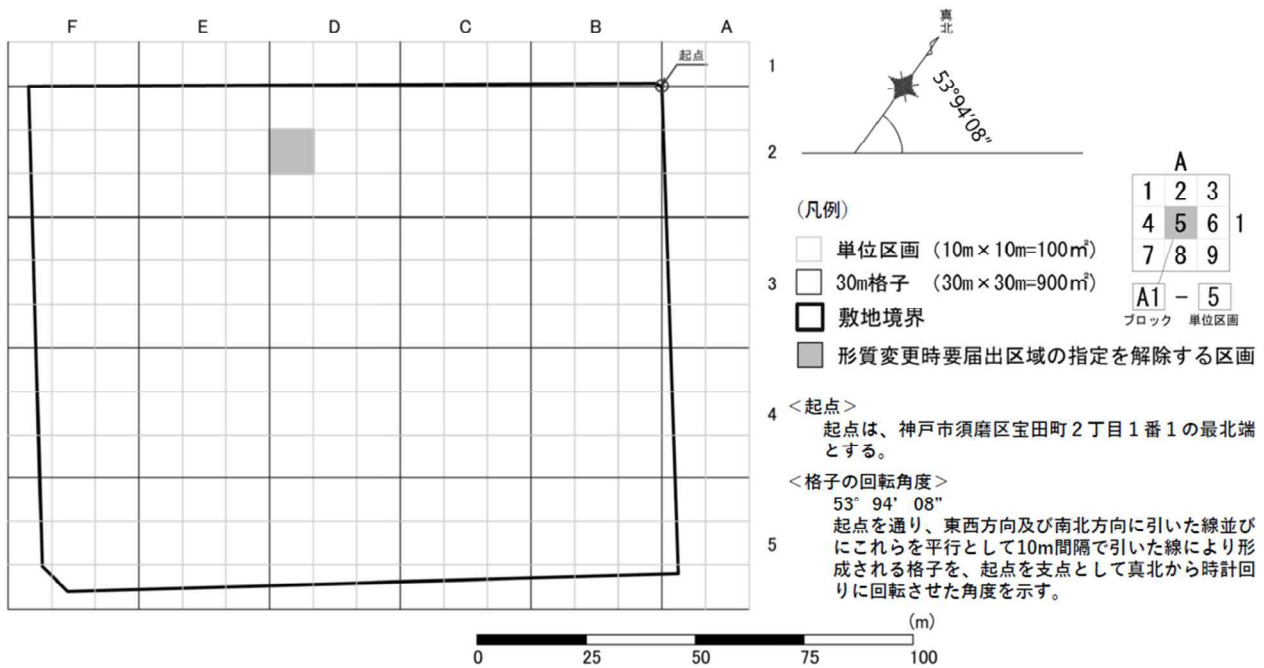
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和 8 年 4 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
須磨区宝田町 2 丁目 1 番 1 の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物
- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



令和8年5月7日 神戸市公報第3961号

神戸市告示第100号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月7日

神戸市長 久元喜造

1 はり・きゅう師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|--------|---------------|-----------|
| 阿部 智里（今津わだち整骨院） | 阿部 智里 | 西宮市津門呉羽町1番30号 | 令和8年3月31日 |

神戸市告示第101号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月7日

神戸市長 久元喜造

1. はり・きゅう師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------|--------|--------------------|-----------|
| 濱田 智宏（はるかぜ鍼灸整骨院） | 濱田 智宏 | 神戸市中央区布引町4丁目3番11号 | 令和8年3月1日 |
| 樋上 陽子（Soin鍼灸院） | 樋上 陽子 | 神戸市長田区一里山町6番地17 | 令和8年3月1日 |
| 奥野 啓太（株式会社ウェルネス） | 奥野 啓太 | 兵庫県西宮市神楽町4番14号 | 令和8年4月7日 |
| 八巻 いづみ（ハピネス治療院） | 八巻 いづみ | 神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号 | 令和8年4月1日 |
| 片山 大洋（ハピネス訪問鍼灸マッサージ 神戸北院） | 片山 大洋 | 神戸市北区藤原台北町1丁目14番3号 | 令和8年4月10日 |
| 山本 三千代 | 山本 三千代 | 神戸市北区有野台1丁目6番 | 令和8年4月3日 |

2. あん摩マッサージ師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|--------|--------|---------------|----------|
| 山本 三千代 | 山本 三千代 | 神戸市北区有野台1丁目6番 | 令和8年4月3日 |

3. 柔道整復師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|------------------|--------|-------------------|----------|
| 濱田 智宏（はるかぜ鍼灸整骨院） | 濱田 智宏 | 神戸市中央区布引町4丁目3番11号 | 令和8年3月1日 |

令和8年5月7日 神戸市公報第3961号

神戸市告示第102号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月7日

神戸市長 久元喜造

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-----------------|------------------|-----------|
| アクト訪問看護ステーション | 神戸市中央区生田町4丁目3番1号 | 令和8年2月4日 |
| ありす訪問看護神戸ステーション | 神戸市須磨区戒町1丁目5番2号 | 令和8年3月31日 |
| 神戸スイミー皮膚科美容外科 | 神戸市中央区相生町3丁目1番2号 | 令和8年3月31日 |

神戸市告示第103号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月7日

神戸市長 久元喜造

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---------------------------|----------|
| 医療法人実風会 実風会 須磨訪問看護ステーション | 神戸市須磨区妙法寺字竹向イ 693 番地 7 | 令和8年4月1日 |
| S m i L o o p 訪問看護 ステーション 垂水ステ ーション | 神戸市垂水区東舞子町10番1号 | 令和8年4月1日 |
| ヴェルディアせいほう訪 問看護ステーション | 神戸市西区学園東町5丁目4番地の1 | 令和8年4月1日 |

令和8年5月7日 神戸市公報第3961号

神戸市告示第104号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月7日

神戸市長 久元喜造

| | |
|------|--|
| 法人名 | 特定非営利活動法人神戸国際占術協会 |
| 代表者 | 峯山 結実 |
| 所在地 | 神戸市兵庫区五宮町15番19号 |
| 目的 | この法人は、神戸市およびその周辺地域に生活する市民に対して、手相学・占い学・易学の正しい知識を理解してもらい、手相学等を市民の人生の道しるべとしてよりよい方向に利用してもらおうよう活動し、地域社会の公益の増進に寄与することを目的とする。 |
| 有効期間 | 5年間（令和8年3月16日から令和13年3月15日まで） |

神戸市告示第105号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第31条第1項の規定により、次に掲げる建築物を神戸市指定景観資源と指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年5月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

龍元家住宅

2 所在地

北区八多町吉尾 464 番地

神戸市告示第106号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第31条第1項の規定により、次に掲げる建築物を神戸市指定景観資源と指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年5月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

東天閣

2 所在地

中央区山本通3丁目14-18

神戸市公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第51条第1項に規定する港湾環境整備計画の認定申請がありましたので、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第15条の22の規定に基づき、関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和8年5月7日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

1 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和8年5月7日（木）から令和8年5月20日（水）まで
土曜、日曜を除く9時30分から12時30分、13時30分から17時30分まで

(2) 縦覧の場所

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号（ポートアイランドビル7階）
神戸市港湾局経営課

2 港湾法第五十一条第一項に規定する港湾環境整備計画の認定申請者

SUPER YACHT BASE KOBE 株式会社 代表取締役社長 平拓也

3 港湾法第五十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要

(1) 第一号関係（貸付けを受けようとする緑地等の区域）

神戸港新港突堤西地区（仮）新港第1突堤緑地

(2) 第二号関係（緑地等の貸付けを受けようとする期間）

事業開始の予定期日 2027年10月1日
事業終了の予定期日 2057年9月30日

(3) 第三号関係（第一号の区域において整備する飲食店、売店その他の施設であって、当該施設から生ずる収益の一部を次号に規定する港湾施設の整備に要する費用の全部又は一部に充てることができるものと認められるものに関する事項）

- 神戸市中央区新港町100番、102番、104番国有地において、収益施設を建築する。
当該施設においては、緑地来訪者が利用する飲食店（カフェ・レストラン・ラウンジ）テナント等を誘致し、また周辺施設と連携したイベント実施やイベントスペース貸出をすることで地域の賑わいを創出するとともに、その賃貸料と利用料によって安定した収入を図る。

工事着手予定日 2026年12月1日

竣工予定日 2027年9月30日

(4) 第四号関係（第一号の区域において整備する休憩所、案内施設その他の港湾の環境の向上に資する港湾施設に関する事項）

- 港湾の環境の向上に資する以下の設備を整備する。
 - 緑地内休憩スペースとして利用できる可動式の椅子・机
 - 緑地来訪者の快適性及び熱中症対策に配慮した空冷機器（ミスト冷却）
 - 緑地内の情報提供（イベント情報、防災情報等）を行うデジタルサイネージ
 - 国内外の来訪者に配慮した多言語案内サイン
 - 災害時における利用が可能な蓄電池設備

- ⑥ 緑地来訪者が利用可能な屋上展望テラス
- ⑦ 緑地来訪者の利便性向上に資する駐車場
- (5) 第五号関係（前二号に掲げるもののほか、第一号の区域において行う緑地等の維持その他の港湾の環境の整備に関する事業に関する事項）

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| 植栽管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期剪定・除草：年2回（春・秋） ・ 芝生管理・灌水：週3回（夏季は毎日） ・ 土壌改良・施肥・病虫害防除：年1回＋随時対応 |
| 清掃・美化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常清掃（ごみ回収・落葉清掃）：毎日（午前・午後の2回） ・ 定期清掃（高圧洗浄・排水溝清掃）：月1回 ・ 特別清掃（台風後・イベント後）：随時 |
| 警備・安全管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回警備：昼夜2回（午前9時／午後21時） ・ 夜間常駐監視：24時間365日（警備員1名配置） ・ 緊急時訓練：年2回 |

4 意見書の提出期間及び提出方法

(1) 意見書の書式

書式に定めはありません。

必須事項：住所、氏名、連絡先、利害関係の内容

(2) 意見書の提出期間

令和8年5月7日（木）から令和8年5月20日（水）

※郵送で意見書を提出する場合は、令和8年5月20日（水）必着です。

(3) 意見書の提出方法

直接持参、郵送での提出が可能です。

【郵送の場合】

〒650-0046

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル7階

港湾局経営課 宛

※封筒表に「意見書在中」と朱書きしてください。

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年5月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区名谷町字湯屋谷 2197 番 1、2197 番 3、2197 番 4、2197 番 5、2197 番 6、2197 番 7、2197 番 8、2197 番 9、2197 番 10

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区福田 5 丁目 6 番 7 号

神興株式会社

代表取締役 青山 裕之

許可番号

令和7年9月9日 第8258号

（変更許可 令和8年3月19日 第2282号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区大手町 6 丁目 35 番 1、35 番 5、35 番 6

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区磯辺通 4 丁目 2 番 22 号

大和ハウス工業株式会社 神戸支店

支配人 谷口 晋也

許可番号

令和7年10月31日 第8269号

（変更許可 令和8年3月6日 第2279号）

神戸市水道告示第5号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年5月7日

神戸市水道事業管理者 坂田 昭典

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 廃止年月日 |
|-------|------------|---------------------|-------|-----------|
| 35241 | オーイー設備株式会社 | 神戸市灘区神ノ木通 2丁目4-1 | 田上 元英 | 令和8年4月29日 |
| 71343 | さかもと住設 | 神戸市北区有野町唐櫃 1985 | 阪本 幸士 | 令和8年4月29日 |

神戸市水道告示第6号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年5月7日

神戸市水道事業管理者 坂田 昭典

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 指定年月日 |
|-------|-----------------------|-------------------------|-------|-----------|
| 42601 | 有限会社 菅原設備 | 姫路市書写 418-1 | 菅原 賢一 | 令和8年4月30日 |
| 42602 | 悠和環境 | 神戸市長田区明泉寺町 2丁目9番3-2号 | 中須 悠介 | 令和8年4月30日 |
| 42603 | 株式会社 さかもと住設 | 神戸市北区有野町唐櫃 1985 | 阪本 幸士 | 令和8年4月30日 |
| 42604 | 株式会社 ウォーターシス テム | 姫路市飾磨区阿成鹿古 376番地 | 田中 康伸 | 令和8年4月30日 |
| 42605 | 株式会社 H・M・J | 神戸市西区伊川谷町 潤和2番地の14 | 土師 正史 | 令和8年4月30日 |
| 42606 | 株式会社 熱技研通商 | 神戸市灘区神ノ木通 2丁目4番1号 | 田上 元英 | 令和8年4月30日 |

神戸市交通管理規程第2号

神戸市交通局鉄道施設設計業務実施規程（平成14年3月交規程第19号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月7日

神戸市交通局事業管理者 城南雅一

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 1 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------------------|----------------|-----------------------|-----------------|
| 別表2（第5条関係） 設計管理者一覧 | | 別表2（第5条関係） 設計管理者一覧 | |
| 1 鉄道土木施設 | | 1 鉄道土木施設 | |
| 職務上の地位 | <u>主任専門相談員</u> | 職務上の地位 | <u>課長（計画担当）</u> |
| 有する資格 | 技術士 | 有する資格 | 技術士 |
| 選任年月日 | 令和5年4月1日 | 選任年月日 | 令和5年4月1日 |

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年5月7日から施行する。